

綱紀保持基本指針に基づく講演、出版物への寄稿等の申請及び承認手続について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）では、職員の倫理行動規範及び倫理行動基準としての「綱紀保持基本指針」（以下「指針」という。）が定められている。</p> <p>指針によると、利害関係者から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けることは、倫理監督員（理事長）又は倫理管理員（本部事務局長及び各センター総長・院長）の承認を事前に得た場合を除いて禁止されている。また、利害関係者以外の者から講演、出版物への寄稿等に対する報酬の支払を受けたときにおいても、1件5千円を超えないものを除き、報告が義務づけられている。</p> <p>1 各センターにおける申請及び承認手続の状況</p> <p>大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪母子医療センターの4センターについて、指針に基づく申請・承認手続がどのように行われているか確認を行ったところ、指針では利害関係者の範囲が必ずしも明確ではなく、申請手続に関しては、各センターとも依頼者が利害関係者であるかどうかに関わらず、報酬や旅費の支給がある講演、出版物への寄稿等については、全て承認申請を求めるという方針で運用されていた。</p> <p>一方、承認手続に関しては、各センターともに人事グループが申請の受付窓口としてチェックを行っているが、講演、出版物への寄稿等の行為の態様が府民の疑惑や不信を招くような行為であるかどうかといった判断が具体的な基準がない中で行われていた。また、医師の専門性に基づく内容であれば、全件承認しているという状況であった。なお、実際の承認作業に関しては、以下のようにセンター間で異なる運用方法となっていた。</p> <p>(1) 大阪急性期・総合医療センターでの承認状況</p> <p>従来、院長の承認権限を委任する形で副院長2名が承認手続を行っていたが、案件が多く（平成28年度実績：約550件）事務処理が煩雑になることからその軽減化を図るべく、平成28年7月以降、医療行為を伴わない通常の講演、出版物への寄稿等については、診療科責任者までの事前決裁とし、ある程度まとめて副院長に事後報告（一覧表を提出）している。</p> <p>(2) 大阪はびきの医療センターでの承認手続の状況について</p> <p>案件ごとに人事グループ経由で院長の承認が得られていた。（平成28年度実績：約320件）</p> <p>(3) 大阪精神医療センターでの承認手続の状況について</p> <p>案件ごとに人事グループ経由で院長の承認が得られていた。（平成28年度実績：約100件）</p> <p>(4) 大阪母子医療センターでの承認手続の状況について</p> <p>案件が多く（平成28年度実績：約650件）、人事グループに提出された医師等からの申請書をある程度まとめて保管しておき、病院長に一括で事前承認を得るという方法で承認手続が運用されていた。</p>	<p>1 病院機構では、利害関係者から報酬を受けて行う講演、出版物への寄稿等については、府民の疑惑や不信を招くことがないように、指針において事前に倫理監督員等の承認を得た場合に限り行い得るとしているが、大阪府のように綱紀保持基本指針のあらまし（運用ルール・解説）といった承認に当たっての具体的な判断基準が定められておらず、また、利害関係者の範囲についても必ずしも明確ではない。</p> <p>2 申請者自身が自己承認を行い実質的なチェック機能が働いていないものがあり、また、運用で申請に係る決裁を診療科責任者の専決事項とするなど、指針が求める承認手続が行われていない事例があった。（大阪急性期・総合医療センター）</p> <p>3 業務の一環として行うもの以外の講演、出版物への寄稿等は、勤務時間外に行うか、勤務時間内であれば休暇を取得して実施することとなるが、勤務時間内の活動であるにもかかわらず、休暇が取得されていない事例があった。（大阪はびきの医療センター及び大阪母子医療センター）</p>	<p>1 病院機構の医師等が、講演、出版物への寄稿等を通じ、臨床研究の成果や知見を社会に適切に還元していくことは、大阪府の医療水準の一層の向上に寄与するものであり否定されるものではない。一方、組織としては、講演、出版物への寄稿等に伴い医師等が得る報酬等によって、活動の本質が歪められ府民の疑惑や不信を招くことがないように取組むことが重要である。このため、病院機構として、指針の実効性をより高める具体的な運用ルールの策定（利害関係者の範囲の明確化、医師等の特性を踏まえた承認基準の策定）等について検討されたい。</p> <p>2 指針で求められる承認手続が行われていない事務処理について、早急に改善されたい。</p> <p>3 勤務時間内において講演、出版物への寄稿等の活動を行う場合の休暇の取得について、申請者への周知の徹底及びチェック体制の強化に取り組みされたい。</p>

#### 措置の内容

- 地方独立行政法人大阪府立病院機構においては、「綱紀保持基本指針」(平成19年3月30日制定。以下「指針」という。)を定め、職員の倫理行動規範及び倫理行動基準を示してきたが、大阪府監査委員からの指摘を踏まえ、より病院の実態に則したものとするため、独立行政法人国立病院機構の「国立病院機構職員の倫理に関する規程」を参考として、利害関係者の定義を改めるとともに、実効性確保のためのチェックシート配布や、研修会開催を義務付ける規定を設けるなど指針の改正を行った(平成30年3月28日役員懇談会承認。同年4月1日施行)。
- さらに、指針の内容を具体的かつ実効性のあるものとするため、講演執筆活動の報酬額基準などを明確に定めた綱紀保持基本指針FAQ(平成30年11月28日役員懇談会承認。平成31年1月1日施行。以下「FAQ」という。)を策定した。
- また、講演・著作等承認申請書の適切な承認手続きを行うよう、平成30年3月28日の役員懇談会及び、同年12月13日の人事担当者会議にて改めて周知するとともに、同月を周知のためのコンプライアンス月間とし、5センター全てにおいて事業者等から講演依頼を受けた場合の事前届出や、勤務時間中に講演等を行う場合の休暇取得などの理解を徹底するセルフチェックシートを配付し、指針及びFAQに関する説明会を開催した。

監査(検査)実施年月日(委員:平成29年12月15日、事務局:平成29年10月19日から同年11月29日まで)